

ポカラポットにおける感染防止に向けた対応について

1. 感染防止に向けた取組

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要である。

(1) 施設における取組

(感染症対策の再徹底)

- ポカラポットにおける感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- 「新型コロナ ウイルス接触確認アプリ (COCOA)」について、職員へのインストールを勧奨していくこと。

(2) 職員の取組 (感染対策の再徹底)

- 職員、利用者のみならず、面会 (面談) 者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により感染経路を断つことが重要であり、対策を徹底すること。
- 職員は、各自出勤時に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には即退勤すること。
- 職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けるようにすること。
- 職員が感染源となることのないよう、利用者と接する際には常時マスクを着用すること。食事・おやつ場面にマスクをはずして飲食をする場合は、一定の距離を保つこと。

(3) サービス等の実施に当たっての取組

[基本的な事項]

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要があること等から、以下に留意し実施すること。
 - ・ 定期的に換気を行う。
 - ・ スタッフと利用者、利用者同士の距離について配慮する。
 - ・ 声を出す機会には注意を払い、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
 - ・ 清掃を徹底し、共有物 (手すり等) については必要に応じて消毒を行う。
 - ・ 職員、利用者ともに手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底する。

[送迎時等の対応等]

- 学校・自宅への送迎に当たっては、送迎車に乗る前に発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組

ポカラポットの利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、以下の取組を徹底する。

なお、特段の記載（【 】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者※が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」：ポカラポットの利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（基礎疾患がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。

(1) 情報共有・報告等の実施

- 利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（愛知県・長久手市・日進市・名古屋市）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。感染情報に関する一切のやりとりについては、管理者を責任者とし、保護者や外部関係機関との連絡業務を担い、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

(2) 消毒・清掃等の実施

- 新型コロナウイルス感染者の利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。自治体・保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

(3) 積極的疫学調査への協力

- 感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のサービス記録の提供等を行うこと。
【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を

【参考に特定すること】

- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として 1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と 15 分以上の接触があった者

(4) 感染拡大防止のための事業所の対応

	区 分	事業所に対する対応方針
ア	新型コロナウイルス感染症に感染した子どもが利用していた場合	当該子どもが事業所を最後に利用した日の翌日から原則として14日間、事業所の臨時休業を要請する（休業期間については保健センターの判断を踏まえて個別に判断する）。 <u>なお、保健センターの調査により、事業所において他に濃厚接触者がいない場合は、原則として休業要請を行わない。</u>
イ	新型コロナウイルス感染症に感染した職員が従事していた場合	当該職員が事業所に最後に従事した日の翌日から原則として14日間、事業所の臨時休業を要請する（休業期間については保健センターの判断を踏まえて個別に判断する）。 <u>なお、保健センターの調査により、事業所において他に濃厚接触者がいない場合は、原則として休業要請を行わない。</u>
ウ	事業所を利用している子どもが通っている学校・保育所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合	当該感染者が学校・保育所等を最後に利用した日の翌日から原則として14日間、当該学校・保育所等に通う子どもの事業所の利用を避けるよう要請する。（事業所の利用を避ける期間については、学校・保育所等の休業・休園期間に応じて個別に判断する）。 <u>※なお、名古屋市立学校（園）に通う子どもの場合は、当該学校（園）において陽性が確認された日以降において原則として当該学校（園）の臨時休業の規模及び期間に応じて事業所の利用を避けるよう要請する。</u>

放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針,令和2年2月,名古屋市子ども青少年局より引用

(5) 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

○ 感染者については、以下の対応を行う。

ア 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合は、自治体・保健所の判断に従うこととなること。

【感染が疑われる職員については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

イ 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、自治体・保健所の判断に従うこととなること。

【感染が疑われる利用者については、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。】

(6) 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

○ 濃厚接触者については、自治体・保健所と相談の上、以下の対応を行う。

ア 職員の場合の対応

自治体・保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、自治体・保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、自治体・保健所の指示に従う。

【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、自治体・保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、自治体・保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。】

イ 利用者の場合の対応

自治体・保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。

- ・ 自宅待機を行い、自治体・保健所の指示に従う。ポカラポットは、自治体・保健所と相談し、実施可能で必要なサービスを確保する